

大崎地方合併協議会

第4回新市の事務所の位置及び新市建設計画策定小委員会

日時：平成15年 9月20日(土)
午前9時～
場所：田尻町 スキップセンター

次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 報告事項

- ・地域審議会の設置についての付託について

4. 協議事項

- ・事務所の位置及び本庁並びに支所機能について

5. その他

- (1) 市町村建設計画に係る県事業(資料1)及び
新市の施策検討シート(資料2)について

- (2) 次回開催日程について

日 時 平成15年10月14日(火) 午後1時30分～

開催場所 鹿島台町 鎌田記念ホール「多目的ホール」

- (3) その他

6. 閉会あいさつ

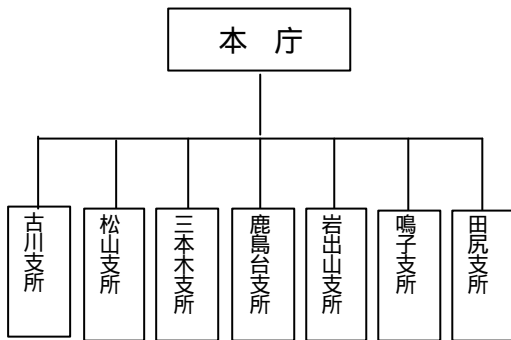
7. 閉 会

1. 新庁舎の建設について

人口規模が 14 万人程度となる新市の行政組織を、複数庁舎に機能分散することは、行財政の運営上非効率となり、合併効果の一つである事務効率化による職員数削減効果を妨げることや、住民意識の中に旧市町を超えた新市の一体感が醸成され難いなどの観点から、将来的に、本庁方式としての機構を構築する必要があると考えられます。

しかし、現古川市役所の執務・駐車スペースの現状から、事務を 1 事務所に集約して執行することが困難であると考えられるため、「新庁舎の建設」又は「相当規模の建物取得」について、財政支援策である合併特例債を充当し、特例期限内（合併後 10 ケ年度以内）に建設するかの判断が必要となります。

【本庁方式による庁舎配置イメージ】



【本庁方式】
 新市の組織・機構を全て本庁に集約する方式で、各市町の現有事務所に、その地域の住民に直接関わりのある業務を配置する。

【合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置】

新庁舎の建設については、一般単独事業起債対象事業の庁舎整備に係る範囲内（いわゆる豪華な庁舎の飛び出した分は対象とならない）で合併特例債を充てることができます。

合併特例債は、合併後 10 ケ年度以内に限り、特例地方債（合併特例債）をもって財源（充当率 95%）とすることができ、当該地方債の元利償還金の 7 割が普通交付税措置されます。

なお、合併特例債を財源とするためには、新市建設計画により「特に必要な事業」として位置づける必要があります。

仮に、新庁舎建設の総事業割合を **100** とした場合の単純な新市の財政負担割合は、合併特例債（起債対象事業割合を **80%** とした場合）により特例期限内（10 ケ年度以内）に建設した場合は **46.8** となりますが、特例期限外（11 ケ年度以降）に一般単独事業起債で建設した場合は、総事業割合 **100** 全てが新市の財政負担となります。

【合併特例債】

80%			
			20%

- : 合併特例債 $100 \times 80\% \times 95\% = 76$
- : 一般財源 $80 \times 5\% + 20 = 24$
- : 普通交付税 $76 \times 7割 = 53.2$
- : 財政負担割合 $100 - 53.2 = 46.8$

【一般単独事業起債】

80%		20%

- : 一般単独事業債 $(100 - 20) \times 75\% = 60$
- : 一般財源 $(100 - 20) \times 25\% + 20 = 40$
- : 財政負担割合 **100**

2. 第3回新市の事務所の位置及び新市建設計画策定小委員会の意見について

各委員からの意見を集約し、次のようにまとめました。

(1)新市の事務所の位置は、(当分の間)、現古川市役所とする。

【補足事項】

事務所の位置については、大崎1市6町の人口重心で、地域間連携の中核であるとともに、生活圈及び商業圏において住民の利便性に配慮し、さらには国や県の官公署等の位置を考慮した。

(2)現在の松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町、田尻町のそれぞれの役場の位置に総合支所を置くものとする

【補足事項】

将来的には行政組織を1箇所に集中させる本庁方式が望ましいが、住民サービス低下などの懸念の解消と、住民自治の醸成を図るため、各町に一定の機能を有した総合支所を設置する。



検討資料1 支所機能について」により検討

(3)本庁の執務スペースが限られているため、本庁機能を分散し、現有事務所の有効利用を図る。

【補足事項】

本庁とする現古川市役所の執務スペースの現状から、本庁機能全ての集約が困難と考えられるため、現有事務所を可能な限り有効利用することを前提に、比較的新しい三本木町と岩出山町の庁舎に本庁機能の一部を分散させること、あるいは、6町全ての庁舎に本庁機能を分散させることなどの意見があった。



検討資料2 事務所の設置方式について」により検討

検討資料1 支所機能について

総合支所の機能については、一般的に「総務企画等の管理部門や事務局部門を除いた、現在の各市町の行政機能をそのまま維持する」とされていますが、新市で考える総合支所の機能は、総務企画等の管理部門のみならず、他の部門における管理的業務(計画策定や調整等)及び行政委員会等を、本庁に集約することも想定しており、一般的に言われるものより狭義となっております。

しかし、窓口・相談業務の充実、安全・安心の確保、地域振興業務の体制強化など、身近な行政サービスを低下させないような仕組みを構築する必要があると考えられます。

例)総合支所の想定される業務

分類	想定される業務
総務	総合支所庶務，市民相談，市民の陳情・要望，広報広聴，地域コミュニティ推進，地域づくり活動支援，情報公開，地域情報の収集・提供，情報化推進，市税等に係る諸証明交付，市税等に係る指導及び相談，市税の収納，納税貯蓄組合，交通安全対策及び施設，消防・防災，防犯，現金出納及び保管など
民生	戸籍及び住民基本台帳に係る届出，各種証明等の交付，埋火葬許可，国民健康保険被保険者の資格の受付，国民年金の諸届，畜犬登録業務，公害の監視・調査及び苦情処理，自然環境の監視・調査，国民健康保険事業の保険給付，老人保健の医療給付，老人医療及び乳幼児医療の諸届，母子手帳の交付，民生委員及び児童委員，日本赤十字社，福祉団体との連絡調整，高齢化社会対策の推進及び連絡調整，独居・寝たきり老人の援護，介護保険事業の啓蒙普及，地域保健，検診事業，保育所の入所，児童手当，生活保護相談受付など
産業	商業団体との連絡調整，消費者の安全と保護，生涯人材センター，農業団体との連絡調整，農村集落の活性化，農業生産振興，農地等の権利移転及び転用等の相談業務，観光事業の推進及び観光宣伝，郷土物産の推奨宣伝など
建設	建築基準法に係る指導及び相談，公営住宅の使用許可・維持管理，道路・橋梁・河川及び排水路維持管理，道路除排雪，街路灯の維持管理など
教育	学齢児童・生徒の就学相談，生涯学習事業の推進など

掲載している「分類」や「想定される業務」は、あくまで一例となります。

検討資料 2 事務所の設置方式について

現在の古川市役所の執務スペースでは、「各部門を総括する管理機関」や「行政委員会」(以下部門等という。)の分散は止むを得ないと考えます。分散する場合にも、一部の支所に分散するのか、合併関係市町全てに分散するのかによって、機構の形態が違ってきます。



ケース

【一部の支所への分散】

一部(三本木町, 岩出山町)の総合支所に, 部門等を分散することにより, 現有事務所の有効利用が図られます。

例) 古川市 総務・企画管理部門

管理部門若しくは 行政委員会
 三本木町: 管理部門若しくは 行政委員会
 岩出山町: 管理部門若しくは 行政委員会

しかし, 本庁(古川), 分庁(三本木, 岩出山)の収容能力に見合った部門等の配置が前提であり, 必要とする部門等の規模によっては, 新たな執務スペースの確保が必要になることが考えられます。

ケース

【合併関係市町全ての支所への分散】

地域特性を活かす観点から, 合併関係市町全ての総合支所に部門等を分散することにより, 管理機能の充実が図られます。

例) 古川市 総務・企画管理部門

管理部門若しくは 行政委員会
 松山町: 管理部門若しくは 行政委員会
 三本木町: 管理部門若しくは 行政委員会
 鹿島台町: 管理部門若しくは 行政委員会
 岩出山町: 管理部門若しくは 行政委員会
 鳴子町: 管理部門若しくは 行政委員会
 田尻町: 管理部門若しくは 行政委員会

しかし, 本庁方式へ将来移行する際の組織再編制や, 支所間の遠隔による不便性に対応する機構の構築などの課題が残ります。

想定される「管理部門」及び「行政委員会」
 総務企画管理部門, 環境管理部門, 保健医療福祉管理部門
 防災管理部門, 観光管理部門, 産業管理部門
 建設管理部門, 出納管理部門, 各種行政管理部門
 議会, 教育委員会, 農業委員会, 選挙管理委員会など

